

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

20期

女性法曹がまだ少なかった頃



入所の頃

20期（1966年入所）は約500人のうち女性28人で多い方であった。10クラスで1クラス50人。私は7組で女性3人がいた。入所の日、クラス全員の記念写真の他に女性のみ全員の記念写真を撮っている。若い皆が写っており、今では貴重な写真である。

修習年数2年、前期後期各4ヶ月、実務修習1年4ヶ月の時代であった。入所の当初は、白表紙の起案資料を読んでも問題点がわからず、同方向に通っていた人やクラスの人に必死になって電話をして聞いた。寮に入っている人は皆で議論したと聞き羨ましかった。

実務修習は名古屋

28人うち女性2人、2班に分かれた。

検察修習では、庁舎に男性トイレのみで女性トイレがなかったことは驚きであった。修習の始めに庁舎の地下室で変死体の映写を見せられ、冷房がない地下室の異常な熱さと転居の疲労とで、グッタリした私に対し、皆から映像を見たショックで失神したとからかわれた。また、被疑者取調はとても緊張し、特に調書の書き方はあれで良かったのかと、その直後食事が喉を通らず、ぼんやりしていたら指導検事から「大丈夫」と慰められ、ほっとしたことが記憶に残っている。警察官からは、夜のバトカー試乗や夏の選抜高校野球で優勝した中京商の名古屋駅前での祝賀会においてスリの現行犯逮捕をみせてもらうなどプロの仕事に接し、感心した。いずれも得がたい経験をさせていただいた。

弁護修習では、女性の修習生ということで高齢の男性



会員 宮崎 治子（20期）

事務所に配属され、事務所は、先生の自宅ではないものの、1軒の日本家屋で、畳の上に机と椅子があった。先生は女性を扱いにくそうで、勤務弁護士の先生にいろいろ教わった。中でも強制執行に同行したのが印象に残っている。

裁判修習では、民裁で判決の簡単な起案をしたが、原稿の全てに斜線がひかれ全てボツ、同じ事件の起案をした左陪席裁判官も同じように全てボツ。判決文は難しいと思った。

後期修習

後期の教室の写真には暖房のためのだるまストーブや、教室の黒板に「禁煙」と書いてあるにも拘らず、その前で、2人の男性が平気で煙草を吸っており、その横で数名が写真に収まっていて、喫煙を周りのものは誰も全く気にしていない様子が写っている。喫煙に厳しい現在とは隔世の感がある。

就職

東京オリンピック開催に合わせて東海道新幹線、東名高速道路の全線開通など、時代は高度経済成長に向かっていた。女性弁護士の就職は難しいと言われていたものの、地方修習で出遅れていた就職先の面接は会って話をするだけで簡単に決まった。需要のほうが多かった時代であった。

ただ、女性の任官希望者の採用は女性であるが故に困難で、転職や結婚との両立などについて厳しく覚悟を問われたとのことであった。

有意義な修習制度

前期での懇親のための野球大会、弁護教官・検察教官の自宅にお邪魔し普段の生活を拝見させていただいたこと、実務地での夏の高野山合宿、先輩からフランス料理のフルコースをご馳走になりながら弁護の経験をお聞きしたことなど、どこでも暖かく飾らない人間性をみせていただいた。

その上、裁判官や検察官になる人と同じ生活を送れたこと、裁判、検察での実務を経験させてもらったことで、共通の基礎認識ができ、その後の法曹生活・弁護士生活に非常に有意義であった。